○津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例

平成18年１月１日条例第94号

別表第１（第８条関係）

|  |
| --- |
| ハーモニーホールの施設使用料 |
| 単位　円 |
| 時間区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| 使用区分 | 午前９時から正午まで | 午後１時から午後５時まで | 午後６時から午後10時まで | 午前９時から午後５時まで | 午後１時から午後10時まで | 午前９時から午後10時まで |
| ハーモニーホール | 平日の使用 | 入場料等を徴収しない場合 | 一般使用の場合 | 7,000 | 10,000 | 14,000 | 17,000 | 24,000 | 31,000 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 14,000 | 20,000 | 28,000 | 34,000 | 48,000 | 62,000 |
| 入場料等を徴収する場合 | 一般使用の場合 | 入場料等1,000円以下 | 8,000 | 12,000 | 17,000 | 20,000 | 29,000 | 37,000 |
| 入場料等1,000円を超え3,000円以下 | 9,000 | 13,000 | 18,000 | 22,000 | 31,000 | 40,000 |
| 入場料等3,000円を超える | 11,000 | 15,000 | 21,000 | 26,000 | 36,000 | 47,000 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 入場料等1,000円以下 | 14,000 | 20,000 | 28,000 | 34,000 | 48,000 | 62,000 |
| 入場料等1,000円を超え3,000円以下 | 18,000 | 25,000 | 35,000 | 43,000 | 60,000 | 78,000 |
| 入場料等3,000円を超える | 21,000 | 30,000 | 42,000 | 51,000 | 72,000 | 93,000 |
| 土曜日、日曜日又は休日の使用 | 入場料等を徴収しない場合 | 一般使用の場合 | 9,000 | 14,000 | 19,000 | 23,000 | 33,000 | 42,000 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 18,000 | 28,000 | 38,000 | 46,000 | 66,000 | 84,000 |
| 入場料等を徴収する場合 | 一般使用の場合 | 入場料等1,000円以下 | 11,000 | 17,000 | 23,000 | 28,000 | 40,000 | 51,000 |
| 入場料等1,000円を超え3,000円以下 | 12,000 | 18,000 | 25,000 | 30,000 | 43,000 | 55,000 |
| 入場料等3,000円を超える | 14,000 | 21,000 | 29,000 | 35,000 | 50,000 | 64,000 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 入場料等1,000円以下 | 18,000 | 28,000 | 38,000 | 46,000 | 66,000 | 84,000 |
| 入場料等1,000円を超え3,000円以下 | 23,000 | 35,000 | 48,000 | 58,000 | 83,000 | 106,000 |
| 入場料等3,000円を超える | 27,000 | 42,000 | 57,000 | 69,000 | 99,000 | 126,000 |
| 〔備考〕１　休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。２　入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。３　使用の許可を受けた時間を超える使用は、施設の使用に関し支障がない限り、１時間を限度として認めることとし、その超過に係る使用料は、次の各号に掲げる時間区分を超える使用にあっては、それぞれ当該各号に定める金額とする。(１)　時間区分①　時間区分①の使用料の10分の３の額(２)　時間区分②及び④　時間区分②の使用料の10分の３の額(３)　時間区分③、⑤及び⑥　時間区分③の使用料の10分の３の額４　ハーモニーホールをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリハーサルのために使用する場合における使用料は、当該使用区分に係る時間区分の使用料の２分の１の額とする。５　ハーモニーホールを練習使用（次の各号のいずれにも該当する使用をいう。以下この表及び別表第４において同じ。）する場合における使用料は、一般使用に係るものにあっては１時間（使用時間が１時間に満たないときは、１時間とする。以下この表において同じ。）につき600円、営利又は宣伝を目的とする使用に係るものにあっては１時間につき1,200円とする。(１)　使用者以外を入場させず、客席以外の部分に限って行う舞台練習を目的とする使用であること。(２)　連続する時間区分に係る使用において、本番使用を含まない使用であること。６　冷暖房時の使用料については、１時間につき1,000円（練習使用の場合にあっては、500円）を加算する。 |

別表第２（第８条関係）

|  |
| --- |
| ハーモニーホール附属会議施設等及び交流広場の施設使用料 |
| 単位　円 |
| 使用区分 | 使用時間１時間当たりの使用料 |
| アートスペース | 一般使用の場合 | 400 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 800 |
| エントランスホール | 一般使用の場合 | 400 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 800 |
| カルチャールームＡ | 一般使用の場合 | 100 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 200 |
| カルチャールームＢ | 一般使用の場合 | 200 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 400 |
| カルチャールームＣ | 一般使用の場合 | 100 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 200 |
| ミュージックルームＡ | 一般使用の場合 | 500 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 1,000 |
| ミュージックルームＢ | 一般使用の場合 | 200 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 400 |
| 和室 | 一般使用の場合 | 100 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 200 |
| 交流広場 | 一般使用の場合 | 300 |
| 営利又は宣伝を目的とする場合 | 600 |
| 〔備考〕１　使用時間が１時間に満たないときの当該使用時間は、１時間とする。２　冷暖房時の使用料（エントランスホール及び交流広場に係る使用料を除く。）については、当該施設使用料の10分の３の額を加算する。 |

別表第３（第８条関係）

交流施設等の施設使用料

単位　円

|  |  |
| --- | --- |
| 使用区分 | 使用時間１時間当たりの使用料 |
| 大会議室 | 入場料等を徴収しない場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 |  | 4,190 |
| その他の場合 |  | 2,090 |
| 入場料等を徴収する場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 | 入場料等の額が1,000円以下 |  | 6,280 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 |  | 8,380 |
| 入場料等の額が3,000円を超える |  | 10,470 |
| その他の場合 | 入場料等の額が1,000円以下 |  | 2,510 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 |  | 3,140 |
| 入場料等の額が3,000円を超える |  | 3,770 |
| 中会議室１中会議室２ | 入場料等を徴収しない場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 | １室につき | 2,090 |
| その他の場合 | １室につき | 1,040 |
| 入場料等を徴収する場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 | 入場料等の額が1,000円以下 | １室につき | 3,140 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 | １室につき | 4,190 |
| 入場料等の額が3,000円を超える | １室につき | 5,230 |
| その他の場合 | 入場料等の額が1,000円以下 | １室につき | 1,250 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 | １室につき | 1,570 |
| 入場料等の額が3,000円を超える | １室につき | 1,880 |
| 小会議室 | 入場料等を徴収しない場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 |  | 1,040 |
| その他の場合 |  | 520 |
| 入場料等を徴収する場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 | 入場料等の額が1,000円以下 |  | 1,570 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 |  | 2,090 |
| 入場料等の額が3,000円を超える |  | 2,610 |
| その他の場合 | 入場料等の額が1,000円以下 |  | 620 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 |  | 780 |
| 入場料等の額が3,000円を超える |  | 940 |
| 相談室１相談室２ | 入場料等を徴収しない場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 | １室につき | 1,040 |
| その他の場合 | １室につき | 520 |
| 入場料等を徴収する場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 | 入場料等の額が1,000円以下 | １室につき | 1,570 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 | １室につき | 2,090 |
| 入場料等の額が3,000円を超える | １室につき | 2,610 |
| その他の場合 | 入場料等の額が1,000円以下 | １室につき | 620 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 | １室につき | 780 |
| 入場料等の額が3,000円を超える | １室につき | 940 |
| 調理室 | 入場料等を徴収しない場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 |  | 1,460 |
| その他の場合 |  | 730 |
| 入場料等を徴収する場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 | 入場料等の額が1,000円以下 |  | 2,200 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 |  | 2,930 |
| 入場料等の額が3,000円を超える |  | 3,660 |
| その他の場合 | 入場料等の額が1,000円以下 |  | 880 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 |  | 1,100 |
| 入場料等の額が3,000円を超える |  | 1,320 |
| レクリエーション室 | 入場料等を徴収しない場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 |  | 1,040 |
| その他の場合 |  | 520 |
| 入場料等を徴収する場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 | 入場料等の額が1,000円以下 |  | 1,570 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 |  | 2,090 |
| 入場料等の額が3,000円を超える |  | 2,610 |
| その他の場合 | 入場料等の額が1,000円以下 |  | 620 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 |  | 780 |
| 入場料等の額が3,000円を超える |  | 940 |
| 教養娯楽室 | 入場料等を徴収しない場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 |  | 4,190 |
| その他の場合 |  | 2,090 |
| 入場料等を徴収する場合 | 営利又は宣伝を目的とする場合 | 入場料等の額が1,000円以下 |  | 6,280 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 |  | 8,380 |
| 入場料等の額が3,000円を超える |  | 10,470 |
| その他の場合 | 入場料等の額が1,000円以下 |  | 2,510 |
| 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下 |  | 3,140 |
| 入場料等の額が3,000円を超える |  | 3,770 |
| 〔備考〕 |
| １　入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。 |
| ２　入場料等の額とは、１人ごとの入場料等の額のうち最高の金額をいう。 |
| ３　使用時間に１時間未満の端数があるとき、又は使用時間が１時間未満であるときは、これらを１時間とする。 |
| ４　冷暖房時の使用料については、当該使用料の10分の３の額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算する。 |

別表第４（第８条関係）

|  |
| --- |
| ハーモニーホールその他施設の設備器具使用料 |
| 単位　円 |
| 名称 | 区分 | 使用料 |
| 舞台設備器具 | 所作台 | １式（化粧框(がまち)を含む。） | 1,670 |
| 平台 | １台 | 50 |
| 蹴込み | １式 | 170 |
| 松羽目 | １式 | 670 |
| 金びょうぶ | １双 | 500 |
| 長胴太鼓 | １式 | 330 |
| めくり台 | １台 | 30 |
| 指揮者台 | １台 | 100 |
| 指揮者用譜面台 | １台 | 70 |
| 楽士用譜面台 | １台 | 30 |
| 姿見 | １台 | 70 |
| 地がすり | １式 | 330 |
| 紗(しゃ)幕 | １張 | 330 |
| 毛せん | １枚 | 70 |
| 長座布団 | １枚 | 70 |
| 上敷 | １枚 | 80 |
| 司会者台 | １台 | 100 |
| 演台 | １台（花台を含む。） | 230 |
| 音響反射板 | １式（天井反射板ライトを含む。） | 2,000 |
| スクリーン | １式 | 330 |
| 照明設備器具 | フットライト | １系統 | 30 |
| ロアーホリゾントライト | １系統 | 80 |
| ボーダーライト | １系統 | 70 |
| アッパーホリゾントライト | １系統 | 170 |
| センターピンスポットライト | １台 | 330 |
| ハロゲンプロジェクタースポットライト | １台 | 70 |
| スポットライト | １キロワットにつき | 70 |
| オーロラマシン | １台 | 270 |
| ディスクマシン | １台 | 170 |
| 波マシン | １台 | 170 |
| スパイラルマシン | １台 | 170 |
| マルチストロボ | １台 | 170 |
| 先玉 | １個 | 70 |
| ミラーボール | １台 | 200 |
| スライドキャリア | １台 | 170 |
| カレイドマシン | １台 | 70 |
| 音響設備器具 | 録音再生機器 | １台 | 170 |
| 移動用スピーカー | １式 | 330 |
| コンデンサーマイクロホン | １本 | 270 |
| ダイナミックマイクロホン | １本 | 170 |
| ワイヤレスマイクロホン | １本 | 330 |
| ３点つりマイクロホン装置 | １式（マイクロホンを除く。） | 330 |
| サブミキサー | １式（コードを含む。） | 170 |
| 拡声装置 | １式（マイクロホンを除く。） | 500 |
| その他の設備器具 | プロジェクター | １台 | 1,000 |
| 映像再生機器 | １台 | 70 |
| フルコンサートグランドピアノ | １台（調律料を除く。） | 4,330 |
| アップライトピアノ | １台（調律料を除く。） | 170 |
| 展示用スポットライト | １個 | 30 |
| 電源コンセント | １キロワットにつき | 30 |
| 大会議室音響設備 | １式（１回当たり） | 1,040 |
| 教養娯楽室音響設備 | １式（１回当たり） | 1,000 |
| 〔備考〕１　使用料（大会議室音響設備及び教養娯楽室音響設備に係る使用料を除く。以下この表において同じ。）は、午前９時から正午まで、午後１時から午後５時まで又は午後６時から午後10時までを単位とする。２　スポットライト及び電源コンセントの使用電力に１キロワット未満の端数があるとき、又は使用電力が１キロワット未満であるときは、これらを１キロワットとする。３　ハーモニーホールを練習使用する場合における使用料及びハーモニーホール附属会議施設等で使用する場合における使用料については、１時間を単位とし、１時間当たりの使用料は、当該使用料の３分の１の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）とする。４　ハーモニーホールを練習使用する場合及びハーモニーホール附属会議施設等で使用する場合における設備器具の使用時間が１時間に満たないときの当該使用時間は、１時間とする。 |